

シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金 新旧対照表

別表第1（第6条関係）

補助事業区分	経費区分	補助対象経費
拠点施設整備事業	契約一時金	・礼金、権利金（後に全部又は一部が返還されない性質のものに限る。）
	賃借料・共益費	・整備事業実施中に発生する施設の賃借料及び共益費
	整備・改修工事費	・OAフロア、トイレ、内外装、空調設備、間仕切り等の整備・改修費 ・Wi-Fi環境の導入費 ・工事監理費
	什器・備品・設備導入費	・事業運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。） ・Webサイト制作費（ただし、資産計上されるものに限る。）
	セキュリティシステム	・監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用
	バリアフリー	・バリアフリー対応に要する費用
	通信インフラ	・光回線設計、施工費用 ・Wi-Fi構築工事費用
拠点施設運営事業	運営準備費用	・施設の運営開始前に、準備段階で必要となる以下の費用
	賃借料・共益費	・施設の賃借料及び共益費 ・備品等のリース料、レンタル料
	駐車場借上料	・利用者の駐車場借上料 ※ただし、運営及び維持管理に必要と認める台数分に限る
	人件費	・施設の活性化に直接従事する人材の人件費 ・施設の維持管理に直接従事する人材の人件費 ※有期雇用労働者及びパートタイム労働者を含む
	水道光熱費	・電気代、ガス代、水道料
	通信回線使用料	・電話及びインターネット回線使用料、通話料、付加機能使用料、機器使用料等
	委託料	・清掃、警備等の施設管理に必要な維持管理業務の委託料
	プロモーション費用	・施設利用者を募集するための広告宣伝費（各種デザイン制作、紙ツール印刷・発送、Webサイト制作・運用、記事広告、Web広告及びSNS広告・運用等にかかる費用を含む。） ・パブリシティ獲得等施設の認知度向上のための活動に要する費用

別表第2（第6条関係）

補助事業区分	補助率	補助限度額
拠点施設整備事業	・4分の3以内	7000万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ整備する場合は5000万円以内
拠点施設運営事業	①算定起算日から12月まで3分の2以内 ※ただし、運営準備費用は算定起算日までの期間を補助対象期間とする ②13月から36月まで2分の1以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は起算日から36月まで2分の1以内 ③県からの、新型コロナウイルス軽症者受入施設としての対応要請及び軽症者受入期間の延長要請に対応した施設においては、県からの延長要請に対応した期間と同じ月数を補助対象期間として延長し、その期間の補助率は2分の1以内とする	1500万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は1000万円以内

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※補助対象経費には公租公課は含まれません。

別表第1（第6条関係）

補助事業区分	経費区分	補助対象経費
拠点施設整備事業	契約一時金	・礼金、権利金（後に全部又は一部が返還されない性質のものに限る。）
	賃借料・共益費	・整備事業実施中に発生する施設の賃借料及び共益費
	整備・改修工事費	・OAフロア、トイレ、内外装、空調設備、間仕切り等の整備・改修費 ・Wi-Fi環境の導入費 ・工事監理費
	什器・備品・設備導入費	・事業運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。） ・Webサイト制作費（ただし、資産計上されるものに限る。）
	セキュリティシステム	・監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用
	バリアフリー	・バリアフリー対応に要する費用
	通信インフラ	・光回線設計、施工費用 ・Wi-Fi構築工事費用
拠点施設運営事業	運営準備費用	・施設の運営開始前に、準備段階で必要となる以下の費用
	賃借料・共益費	・施設の賃借料及び共益費 ・備品等のリース料、レンタル料
	駐車場借上料	・利用者の駐車場借上料 ※ただし、運営及び維持管理に必要と認める台数分に限る
	人件費	・施設の活性化に直接従事する人材の人件費 ・施設の維持管理に直接従事する人材の人件費 ※有期雇用労働者及びパートタイム労働者を含む
	水道光熱費	・電気代、ガス代、水道料
	通信回線使用料	・電話及びインターネット回線使用料、通話料、付加機能使用料、機器使用料等
	委託料	・清掃、警備等の施設管理に必要な維持管理業務の委託料
	プロモーション費用	・施設利用者を募集するための広告宣伝費（各種デザイン制作、紙ツール印刷・発送、Webサイト制作・運用、記事広告、Web広告及びSNS広告・運用等にかかる費用を含む。） ・パブリシティ獲得等施設の認知度向上のための活動に要する費用

別表第2（第6条関係）

補助事業区分	補助率	補助限度額
拠点施設整備事業	・4分の3以内	7000万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ整備する場合は5000万円以内
拠点施設運営事業	・算定起算日から12月まで3分の2以内 ※ただし、運営準備費用は算定起算日までの期間を補助対象期間とする ・13月から36月まで2分の1以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は起算日から36月まで2分の1以内	1500万円以内 ※ただし、スモールオフィスのみ運営する場合は1000万円以内

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※補助対象経費には公租公課は含まれません。